

(第一類 第七號)

衆議院第一回國会議員会議

平成三年九月二十日(金曜日)

午前十時十三分開講

委員長代理理事  
野呂

理事 栗屋 敏信君 理事 石破

理事 加藤 卓二君 理事 丹羽 雄哉君  
理事 関岡 雅君 理事 他端 青一君

理事 球岡  
遠藤 和良君

赤城 德彦君 淺野 勝人君

小沢 岩屋  
辰男君 毅君  
獨田 遠藤  
克也君 武彦君

片岡 武司君  
佐田玄一郎君

坂井 隆憲君  
鈴木 俊一君  
戸井田三郎君

住 博司君 戸井田三郎君  
平田辰一郎君 細田 博之君

增子 樋彥君 御法川英文君

富路和明程  
柳本卓治君  
伊東秀子君

宇都宮真由美君 岡崎 宏美君

沖田正人君 川俣健二郎君

外口 玉子君

土肥 隆一君  
元徳君

石田 祖穂君  
兒玉 健次君  
柳田 大野由利子君  
穏君

卷之三

務大臣 厚生大臣 下条進一郎君

府委員

厚生省生活衛生局水道環境部長 小林 康彦君

厚生省薬務局長 川崎 幸雄君

の出席者

審議官 橫尾敏夫君

現地ノ元気依全  
局企画課長 丸山 品男君

第一類第七号 厚生委員會議録第九号 平成三年九月二十日

律案(内閣提出) 第百二十回国会閣法第九二号) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び精神薬取締法等の特例等に関する法律案(内閣提出、第百二十回国会閣法第九三号)

○野呂委員長代理 これより会議を開きます。

委員長の指定により、私が委員長の職務を行います。

○川俣委員 清掃法を改正する法律案を議題といたしました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川保健二郎君。

○川俣委員 廃掃法も二十年ぶりの大改正でございまして、今までの各委員の審議を通じて、あるいは私自身が質問した中で検討させてもらいたいというのが非常に多かったので、それをひとつ聞いて確認していただきたいと思います。

〔野呂委員長代理退席、栗屋委員長代理着席〕

第一ですが、バーゼル条約。これは通産、外務、環境ですか、バーゼル条約に近く加入するよう 국내法は急がれるわけですが、このせつからうの法案改定でバーゼル条約に調印できることにならないんだろうかなと思って、あえて質問したいと思います。それともまた一たんこれは改正しておいて、通常国会にまたお出しになる、こういうことなのが。

それから第二は、産業廃棄物の流れを把握するマニフェスト制度の対象の拡大、これを強く言うたんですけれども、これは建設省、後でいいですから、用負担のあり方、以上、三つだけを質問したいと思います。

○下条国務大臣 ○下条国務大臣 バーゼル条約につきましては、私はまだ聞いていませんが、御指摘の第一点、第三点につきましては、今ここで明確な時期を申し上げることは難しうござりますが、御指摘の趣旨を十分踏まえまして検討を行い、その結果に基づきまして、できるだけ速やかに必要な措置を講じるように努力してまいります。

○小野説明員 ○小野説明員 お答え申し上げます。

御質問のうち建設省にかかるものについてお答え申し上げますけれども、建設廃棄物対策についてお答えでは、建設省といたしましても大変重要な課題ではあります。建設廃棄物の再生利用の推進あるいは適正処理の推進を今後強力に推進をしていくこととしておるところでございます。

御質問にございましたマニフェストにつきましては、昨年六月から行政指導により実施をされておるわけでございます。ただ、まだ日が浅いところでもございまして、建設省といたしましては、建設廃棄物に対するマニフェストの全般的な制度化とおおざいまして、建設省といたしましては、建設廃棄物に対するマニフェストにつきましては、なかなか難しいところではあります。

そこで第一は、官民一体の共同事業として都道府県に一つ指定される廃棄物処理センターの構造をつくるが、廃棄物の広域処理に対応するものであり、廃棄物ができるだけ都道府県を越えて移動しないように、越境しないように、これがやはり基本認識だと思うんだが、そう理解していいんでしょうか。これは厚生省ですね。

それから、大蔵省と自治省にあえて聞きたいであります。大蔵省、自治省来てくれておりますので、市町村が一般廃棄物の処理施設を自前で確保できるよう、施設整備の予算を十分に確保する必要がある。厚生省は非常に汗だくになって努力しておるのですが、やはり先立つものなのでございまして、あえて大蔵省、それから自治体を所管する市町村が、この二つを質問したいと思います。

○下条国務大臣 ○下条国務大臣 廃棄物処理センターは、处分の効率性の観点から必要な広域的処理に対応するものであります。廃棄物の処理のあり方につきましては、委員御指摘のように、自区域内の処理が望ましいとの基本的認識を持っております。

なお、一般廃棄物がやむを得ず広域的に移動する場合には、搬入市町村と受け入れ市町村が十分事前に協議するよう、今回の法改正を契機としたままして指導を強めてまいりたいと考えております。

○川俣委員 一々反論するというか、受け答えの審議の時間がないのでござりますから、したがつて、皆さんのきょうの答弁は、厚生省以外にかなり来ていただいておりますので、この私に対する答弁が最終段階なんで、参議院の審議に少なからず影響があると思うんで、何とかこの廃棄物処理法があと少ない今国会中に、改正法案が成立するよう皆さんの協力を頼みたいと思います。

また、市町村の一般廃棄物処理施設の整備については、その基本的認識を踏まえて、市町村の廃棄物処理に支障を來すことのないよう関係省庁とよく相談をして、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○渡辺説明員 ○渡辺説明員 廃棄物の処理施設の整備は市町村を主なメンバーとする適正処理困難にとつて緊急な問題になつておりますので、施設整備に支障を來すことのないよう、私どもだけで問題がすべて解決できるわけでもございませんので、地方財政当局ともよく御相談をしてまいります。

○香山説明員 ○香山説明員 お答え申し上げます。

廃棄物の処理は市町村にとりまして最も基本的な課題の一つでございまして、したがいまして、そのためには必要な経費につきましては、まず国の財源の中で執行が円滑にできるよう、できるだけの工夫、努力もお願いをしたいと思つております。こうして関係者全員の努力と工夫により、市町村の廃棄物処理に支障を來すことのないようになります。

ただ、この件につきましては、私どもだけで問題がすべて解決できるわけでもございませんので、地方財政当局ともよく御相談をしてまいります。

物対策審議会、こういったものを設置して、事前にここに諮るようすにすべきではないんだろうかと思つておるのですが、どうでしようか。

○下条国務大臣 今回の改正案で適正処理困難物を指定することとしたのは、全国的な観点で定めたものであります。個々の市町村において適正処理が困難な廃棄物について行われる施策は尊重するべきものと考えております。厚生大臣の指定に当たりましては、市町村の意向を十分尊重することは必要であると考えております。厚生大臣の反対の仕方については、ただいま御指摘の趣旨も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○川俣委員 私の質問は、理事さん方で検討しておる附帯決議を見ながら、最小限度確認の質問をしておるのでござりますが、特に一般廃棄物については、「分別収集、減量化・再生利用対策の推進を含め適正な処理が行われるよう、市町村の体制の整備」これに非常に力点を置いておるようですから、もう附帯決議に網羅されているものは質問から省いておりますが、それに関連して、やはり今後の改正の柱というのは分別と再利用です。しかも分別でも、燃えるごみと燃えないごみだけではなくて、引火性、毒性、そして感染性、爆発性等々こういったものが非常に一般家庭に入ってきた。これをゴーチするというか指導するというか、そういうことでございます。

政府案によると、市町村が住民の自主的な活動を促進することや、国、都道府県、市町村が国民及び事業者の意識啓蒙に努力することを定めています。その具体的な第一歩として、日常生活の中ですべての国民が毎日のように手にし、目に触れている空き缶とか空き瓶の徹底分別からリサイクルに至る道筋を国や関係業界が参加して築くことは検討すべきではないんだろうかな。そこで、市民レベルの取り組みに厚生省がどのように支援するというのか。それは早急に検討するというが、さらに約束できるかどうかを確認したいと思います。

○川俣委員 次に、派出事業者による計画の策定と実施、これは非常に大事だと思います。十二条第五項とか十二条の二第六項等にうたわれております。大量排出事業者に對して産業廃棄物処理計画という趣旨の規定があるが、その規定とは、この五項とか十二条の二第六項等にうたわれております。大量排出事業者に對して産業廃棄物処理計画あるいは減量計画の作成を指示することができる

○下条国務大臣 御指摘のとおり、大量排出事業者に対しまして、計画に基づいて減量等を実施するよう指示することは含まれております。これに

基づいて事業者が排出する廃棄物の適正な処理が行われますように、一層努めてまいりたいと考えております。

○川俣委員 時間がありませんので、急いで読み上げておきますが、もう一度建設省の小野審議官に煩わすのですが、不法投棄事件、全国に非常に多いのでござりますね。ところが九割を占めているのは、残念ながらあなたの分野の建設廃材なん

でござります。建設廃棄物対策につきましては、先ほどお話をいたしましたけれども、建設省としては大変重要な課題であると認識いたしております。このた

め、建設廃棄物の再生利用の促進と適正処理の推進につきまして、特に強力に実施をしているところでございます。

再生利用の推進につきましては、先般成立いたしました再生資源利用促進法により再生資源化、再資源化を強力に推進していくということにしておりますし、また適正処理の推進につきましても、再生資源利用促進法により再生資源化、再資源化を強力に推進していくということに

て、その実効性が上がるよう措置してまいりました。また、御指摘のアスベストは、その普及定着に努め、その状況を踏まえまして、マニフェストに関する法制度の適用範囲についてさら

に検討したいと考えております。

また、今回の改正法により実施するマニフェストに付いては、御指摘のような点を踏まえ、事業者者の保存期間や知事への報告書の様式などについて

アスベストによる廃棄物の移動状況が的確に報告されないようにしなければだめなんじゃないだろうかなどと思います。皆さんもそう思つておられるようにしなければだめなんじゃないだろうかなどと思います。

第三番目に大事なのは、政令によってやるといふうにしなければだめなんじゃないだろうかなどと思います。

○下条国務大臣 業界に對しましては、建設廃棄物はもちろん十分認識をいたしておりますけれども、所管省でもございます厚生省と十分御協力を

し、課題の解決に向けてなお一層努力していただきたいと思います。

○下条国務大臣 御指摘のように、市民レベルのリサイクル活動を推進するための支援につきましては、市町村の果たす役割は重要であります。厚生省といたしましても、従来より市町村が実施する市民レベルでの活動への支援やリサイクルのための施設整備に対しまして補助を行つてきたと

ころであります。今後ともさらに市町村が行う再生利用のためのシステムづくりの積極的な支援につきまして努力してまいりたいと考えております。

○川俣委員 次に、派出事業者による計画の策定と実施、これは非常に大事だと思います。十二条第五項とか十二条の二第六項等にうたわれております。大量排出事業者に對して産業廃棄物処理計画

という趣旨の規定があるが、その規定とは、この五項とか十二条の二第六項等にうたわれております。大量排出事業者に對して産業廃棄物処理計画あるいは減量計画の作成を指示することができる

○下条国務大臣 御指摘のアスベストについて、建設廃棄物対策につきましては、先ほどお話をいたしましたけれども、建設省としては大変重要な課題であると認識いたしております。このた

め、建設廃棄物の再生利用の促進と適正処理の推進につきまして、特に強力に実施をしているところでございます。

また、行政指導によるマニフェストは、その普及定着に努め、その状況を踏まえまして、マニ

フェストに関する法制度の適用範囲についてさら

に検討したいと考えております。

また、御指摘のアスベストについては、建設廃棄物として指定し、マニフェスト制度の適用対象としたいと考えております。なお、防腐剤など

で處理された廃木材の取り扱いにつきましては、

今後検討してまいりたいと存じます。

○川俣委員 アスベストについては、飛散性アス

ベストについて特別管理廃棄物として指定する、マニフェスト制度の適用対象としたい、こういう

大臣のお答えですから、よしとします。

○川俣委員 アスベストについて、建設廃棄物は、時間がないですからこれを引き続き建設業界等に強力に指導していきたい、こういうふうに考えております。

マニフェストにつきましては、先ほど御答弁申

し上げましたけれども、行政指導から若干日が浅い、こういうふうに考えております。

マニフェストにつきましては、例えば、

しっかりと、建設廃棄物は、時間がないですからこれを捨て逃げが多いと思います。これは必ず将来

問題となると思うので、今審議官がおつしやった

ような決意でぜひ強力に指導していくつもりだ

い。ある人は、土建屋さんは金があるんだから幾

うなことがございますので、なお解決をすべき

課題がかなりあるのではないか、こういうふうに

考えております。したがいまして、不法投棄防止対策としての一つの有力な方法であるということ

は、もちろん十分認識をいたしておりますけれども、所管省でもございます厚生省と十分御協力を

し、課題の解決に向けてなお一層努力していただきたい

い、こういうふうに考えているところでございま

す。

○下条国務大臣 御指摘のように、不法投棄防止

対策としての一つの有力な方法であるということ

は、もちろん十分認識をいたしておりますけれども、所管省でもございます厚生省と十分御協力を

し、課題の解決に向けてなお一層努力していただきたい

い、こういうふうに考えているところでございま

す。

○下条国務大臣 御指摘のように、不法投棄防止</p



対策の推進を図るために、合併処理浄化槽、ミニティープラントの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○川俣委員 最後ですが、第五条でしたか、廃棄物減量等推進員というのが出ておるのでですが、できれば私は、分別ということを考へると、直接

コーチをできる市町村自治体の職員が好ましいと思います。しかし、経験者も、かつて職員だったという人もかなりおりますから、そういうことを考へると、第一に、それが仮にボランティアである場合には、市町村の責務とされる一般廃棄物の処理業務の一部を担わざるものであつてはならないんだと思います。肩がわりじゃいかぬと思

いますね。そういう観点から質問します。

第一に、市町村によつてはこれを特別職公務員、例えばOBとか清掃業に携わった経験の豊かな人を配置することも考えられます。その場合でもこの法律に違反しているとは言えないと思うのですが、これをひとつ確認しておいた方が我々は理解が深まるので、あえて質問を追加して伺いたいと思います。

○下条国務大臣 廃棄物減量等推進員の件でございますが、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力等を行うものであります。市町村の行うべき処理業務を肩がわりするものではありません。また、廃棄物減量等推進員につきましては、ボランティアを想定しているところでありますけれども、御指摘のような形で委嘱することは、法律に抵触しているとは言えないと考へております。

○川俣委員 これで確認のあれは大体終わりましたのですが、まだ参議院の審議がござりますので、非常に世の中の複雑性、それに対する処理のニーズ等が複雑になつてしまつたから、ぜひこれが参議院でさらに、我々がつくった附帯決議に基づいて修正できるものは修正して、万全を期していただきたいということを要望して、私の質問を終ります。ありがとうございました。

○栗屋委員長代理 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 私は、最初に御報告を願いたいのです。さいますけれども、現在不法投棄されまして、土壤の原状回復が困難な事例はいかほどぐら

いあるのか、お聞きたいと思います。

○小林(康)政府委員 不法投棄あるいは不適正処理をされた廃棄物の撤去が行われていない大規模な事例として、香川県の豊島のシェレッダー

くすと福島県のいわき市の廃坑内の廃油の件がござります。厚生省としても、これら不法投棄現場の原状回復措置につきまして、鋭意都道府県を指導しておるところでございます。

○遠藤(和)委員 廃棄物が不法に処分された場合の原状回復につきまして、現在の法令では、適切かつ迅速に行わせるための方策というのはどうになりますか。

○小林(康)政府委員 廃棄物処理法におきましては、都道府県知事は、不法投棄等の原状回復を原因者及び委託基準に違反した排出事業者に対して命じることができます。さらに改正法案におきましては、これに加えまして、

措置命令の発動要件の緩和、処理業者の許可の経営基盤の確認、事業者の委託基準の強化を図りますよう、都道府県を十分指導してまいります。

○下条国務大臣 アメリカにはスーパーファンド法という法律があるわけでございますが、私は、

法といふ法律があるわけでございますが、私は、

都道府県知事が原因者に原状回復命令を出す、原因者が不明の場合は原因者にかわって知事が代執行することができる、そして代執行に要した費用

は、原因者ばかりではなくて原因者に委託をし、排出事業者にも求償できるようになりますが、やはり国内法を整備するということが大変大事なわけでございまして、その受け皿として

はこの廃棄物処理法の中で有害廃棄物を拡大をしていく、こういう考え方になろうかと思いますけ

れども、この辺の考え方を確認をしたいと思います。

○下条国務大臣 バーゼル条約につきましては、法の歴史を見ていますと、一番最初は汚物掃除法というのがありますと、それを清掃法にして、

それから廃棄物処理法になつたわけでございます。それは、いわゆる水際規制の問題ですね。それから、バーゼル条約に入れるようになります。

これはそもそも清掃法の段階では、有害廃棄物が含まれない、いわゆる生ごみだと少し尿の処理法というのがありますと、それを清掃法にして、

それから発生する事業系の廃棄物はすべて産業廃棄物とする、あるいは事業者の責務を明確にした産業廃棄物処理法というものを独立してつくった方

がいいのではないか。事業系一般廃棄物というの

があるのですけれども、これは非常に奇妙な存在

ではないのか、このように思いました、私はもう一回抜本改正をした方がすつきりするのではないか

かと思うのです。

市町村はあくまでも一般家庭からの廃棄物の処理に専念すべきである、産業廃棄物の処理といふ

種類だ。しかも、加入に当たつては留保ができる

ことがありますけれども、これは非常に奇妙な存在

といふ仕組みになつてゐるわけでございます。

○下条国務大臣 現在の廃棄物処理法は、時代の

次期通常国会を目指して、関連の国内法を整備できるよう、関係省庁とも相談しながら努力してま

た排出事業者に対しまして命することができるこ

ととなつております。また、この命令が履行されず、都道府県知事が行政代執行法により代執行を行つた場合は、その費用を委託基準に違反した排

出事業者からも徴収することができることとなつております。

不法投棄の原状回復に関しましては、諸外国の例も参考にし、廃棄物が不法に処理された場合の原状回復を適切かつ迅速に行わせるための方策について、今後さらには検討を深めてまいりたいと考えております。

○遠藤(和)委員 うなづいておりませんが、この規定を盛り込むように今後の課題として研究してもらいたい、こういう要望でございます。

それから、バーゼル条約に入れるようになります。それは、いわゆる水際規制の問題ですね。それから、バーゼル条約に入れるようになります。

これはそもそも清掃法の段階では、有害廃棄物

が含まれない、いわゆる生ごみだと少し尿の処理

法といふのがありますと、それを清掃法にして、

それから発生する事業系の廃棄物はすべて産業廃棄物とする、あるいは事業者の責務を明確にした産業廃棄物処理法といふものを独立してつくった方

がいいのではないか。事業系一般廃棄物といふ

があるのですけれども、これは非常に奇妙な存在

ではないのか、このように思いました、私はもう

一回抜本改正をした方がすつきりするのではないか

かと思うのです。

市町村はあくまでも一般家庭からの廃棄物の処

理に専念すべきである、産業廃棄物の処理といふ

種類だ。しかも、加入に当たつては留保ができる



<p>理法の改正をお願いしているわけでありまして、今後は国会での御審議を十分配慮して、改正法が真に実りあるものとなるよう、廃棄物問題の解決に必要不可欠な国民の理解と協力を得ながら、二十一世紀をにらんだ新しい廃棄物行政の積極的な推進に努力していく考へでございます。</p> <p>○柳田委員 そのように努力をしていただきたいと思います。</p> <p>おとといも質問させていただいたのですが、ごみの施設の予算が非常に足りないという声も多々聞いておりますので、その予算獲得に向けても努力をしていただきたいと思います。</p> <p>○野呂委員長代理 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。</p>
<p>○野呂委員長代理 この際、本案に対し、児玉健次君から修正案が提出されております。</p> <p>提出者より趣旨の説明を求めます。児玉健次君。</p> <p>【本号末尾に掲載】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する修正案</p>
<p>○児玉委員 日本共産党を代表して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明を行います。</p> <p>今回の改正案は、分別収集を制度化し、事業者に對する義務を定めています。</p> <p>廃棄物の減量と適正処理への協力義務を求めており、特別管理産業廃棄物に限られたもののマニフェストシステムを導入したこと、廃棄物処理施設の設置を届け出制から許可制に改めたことなどは一定の前進であると言えるでしょう。</p> <p>しかし、改正案は、国民世論の求めるところからすれば、まだ極めて不十分です。特に、生活環境審議会の答申を大幅に後退させて、適正処理困難物の事業者による引き取り義務の設定を行わぬ、激増している事業系ごみの産業廃棄物の指定を見送ったことなどは重大です。</p> <p>日本共産党は、ごみ対策の抜本的強化を図るために、改正案に対して次の修正案を提起します。</p> <p>その主な内容について御説明いたします。</p> <p>第一に、市町村において適正な処理が困難になつてゐる大型家電、バイク、マットレス、タイヤ、自動車などの廃棄物については、事業者が引き取るための必要な措置を講じなければならぬこととします。また、適正処理困難物の指定に当たっては、市町村の意見が反映できるように審議会の意見を聞くこととします。</p> <p>使い捨て商品の製造・販売を抑制するために、事業者は、地方公共団体の施策に協力しなければならないようにするとともに、事業者に対し使い捨て商品、適正処理困難物の代替商品の開発、処理技術の研究開発を要求します。</p> <p>第二に、事業者に対し、製品が廃棄物となつた場合の処理について事前に評価すること、乾電池、塩化ビニール製品、液晶製品など特に人体に有害なもの、処理中に有害な物質を発生させるものを特定製品等に指定し、廃棄物となつた場合、人の健康、生活環境に被害を及ぼすおそれがある旨の表示を義務づけます。また、特別管理一般廃棄物については、市町村長の求めがあるとき、事業者が回収の措置を講じなければならないこととします。</p> <p>第三に、オフィスビルの紙ごみを産業廃棄物に指定し、すべての産業廃棄物にマニフェスト制度を適用します。産業廃棄物の不法投棄などによつて住民や生活環境に被害を生じた場合、その処理を廃棄物処理センターの業務とし、費用は、基金を設ける別勘定により、事業者の負担とします。</p> <p>第四に、市町村長は、都道府県知事に対し、産業廃棄物処理施設への立入検査を求めることがで</p>
<p>きるとするとともに、事業系ごみの中間処理を指示できることとします。</p> <p>第五に、政府に対し、瓶、缶などにデボジット制度を大規模に導入するための法案提出を義務づけます。</p> <p>第六に、民活型大規模開発事業などについては、廃棄物発生量等の事前評価を行い、必要な処理計画を都道府県知事及び市町村長に提出しなければならないこととします。</p> <p>以上が修正案の内容です。</p> <p>委員各位の賛同をお願いして、趣旨説明を終ります。</p> <p>○野呂委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。</p> <p>○野呂委員長代理 これより本案及び修正案を括して討論に付するのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。</p> <p>まず、児玉健次君提出の修正案について採決いたします。</p> <p>本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>【賛成者起立】</p> <p>○野呂委員長代理 起立少數。よつて、本修正案は否決いたしました。</p> <p>次に、原案について採決いたします。</p> <p>これに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>【賛成者起立】</p> <p>○野呂委員長代理 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>○野呂委員長代理 この際、本案に対し、栗屋敏信君外五名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び进步民主連合の六派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。</p> <p>提出者より趣旨の説明を求めます。網岡雄君。</p> <p>○網岡委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲</p>









いうことについて、主な理由を申し上げます。一つは、現在の没収の規定は、物がなければ没収ができない。つまり、例えば売り上げたお金現金で受け取った場合でないと没収ができない。銀行振り込みみたいな形になりますと、これは形がないのですから、それは没収の対象にならない、こういう問題があつたわけでございました。

それともう一つ、今委員御指摘のように、暴力団が覚せい剤の密売などをやつておりますのは、いわば商売としてやつてあるわけでございまして、何度も繰り返してやつて、それで利益を上げている。しかしながら、没収をするためには、一つ一つの取引について、だれにいつ売ったというようなことを細かく立証して、それを起訴してやらなければならなかつた、こういうような点に没収が働かない主な理由があつたわけでございました。

今回御提案申し上げております特例法におきましては、まず第一点の、物がなくとも、例えば銀行預金の形のものを没収ができるようにする、やるということ自体を犯罪とする。したがいまして、商売としてやつたということが立証できて、それで幾らの利益が上がつたということがわかりますれば、これを没収することができる。こういう点で、今後の特例法が成立いたしますと、没収については相当しつかりした効率ができるとうふうに考えております。

○網岡委員 時間が迫つておりますので、少し質問を割愛させていただきまして、進めていきたいと思います。

マネーロンダリングを防止するために、昨年から金融機関においては本人確認を徹底させているところであります。この対策について、大蔵省が指導通達などを出しながら、銀行、金融機関を指導なさつておるわけでございますが、その内容についてお聞かせをいただきたい。

それから、今回の法案では金融機関に疑わしい取引の届け出義務というものを課しているが、その趣旨は一体どういう目的なのか。そしてまた、不法収益である疑いがある場合は、不法収益といふのが疑いが持たれるものとは一体どういうようなケースのものなのかとということを、代表的なもので結構ですから、お答えをいただきたいと思います。

○福田説明員 お答えいたします。

大蔵省といたしましては、マネーロンダリングを防止するために、行政措置により対応可能な事項につきましては昨年の六月に通達を発出し、お尋ねの本人確認等を十月から実施しているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず、口座を開設する場合や大口の現金取引などを行つて当たりまして、運転免許証、旅券、年金手帳、健康保険証などの公的または他の信頼できる証明書類に基づき本人確認を行う、また次に、顧客の本人確認に関する記録あるいは取引記録を少なくとも五年間保存するということです。さらに、麻薬等の薬物の不正取引の取り締まりに当たりましては、裁判所及び検査・取り締まり機関に対して法的に可能な限り協力するというような点が主な内容でございます。

次のお尋ねの今回の法案におきます疑わしい取引の届け出制度でございますが、その趣旨は、金融機関が取り扱う金融取引のうち、薬物犯罪による金融取引であるとの疑いがある取引についての届け出を金融機関に義務づけまして、マネーロンダリング罪等の薬物犯罪の検査に役立てようとするものでございます。それが趣旨でございます。

また、副次的には、金融機関が提供するサービスあるいは決済システムを麻薬犯罪者が利用することを防止することによって、金融機関及び金融システムへの国民の信頼が損なわれることのないようになります。

最後のお尋ねの疑わしい取引とは何かといううことでございます。大変難しいお尋ねでございます。

が、金融機関がその業務を遂行するに当たり受取した財産が不法収益等である疑いがある場合、または取引の相手方が不法収益等を隠匿している疑いがある場合を指しているわけでございます。たゞ、何が疑わしい取引に該当するかということになりますと、やはり具体的な事情によるところが大きいと思われます。金融機関が取引ごとにケース・バイ・ケースで判断することとなるわけでございます。一例を挙げるとすれば、例えばでございますが、麻薬生産国に対しまして頻繁に多額の海外送金を行つていているというような場合等がござります。

○網岡委員 後で伊東委員からも質問があると思うのですが、一点だけ確認の質問をさせさせていただきますが、一点だけ確認の質問をさせさせていただきますが、これを見まして、確かにこのコ

が従来よりも拡大されたということが記されています。

財産の没収

というこ

とについてでございますが、この法案では、没収の対象となる財産の範囲

が従来よりも拡大されたということが記されています。

財産の没収

</

のでござります。

なお、このコントロールドデリバリーの実施途中におきまして、容疑者の逃亡とかあるいは麻薬等が散逸するというおそれがある場合には、その時点で直ちに検挙あるいは麻薬の確保を行うといふことになるものでござります。

○網岡委員 ぜひひとつそういうことにならないようになります。

それから同時に、今から御質問を申し上げますが、確かに制度としてはいいわけでございますけれども、この法律の運用は、一つ間違えますと人権問題に触れていくような内容を多分に持つております。しかし、私はこの麻薬二法というものは、今の時点では、前段で私も指摘をさせていたが、日本が麻薬の大好きなターゲットとしてねらわれている状況、それから国際的な日本の責任、こういうものから考えてみまして、この法案の成立というものはやはりどうしても必要なものだということを感じているところでござります。

しかし、この麻薬二法を判断をいたしていきます場合に、特に私はこの法案の運用についてぜひ御注意をいただきたいというふうに思うわけでござりますが、まずこの法案の運用に当たっては、例えば財産の没収とかいろいろな人権にかかわっていくようなものをやつていきます場合には、これは麻薬にかかるものだ、そして麻薬に関する国際的貿易を遂行していくためにやられる特別措置である、こういうことを前提条件といいますか、運用の柱としてやつていただきたいというふうをぜひ要望するわけでございます。

そして、その運用に当たっては不当に人権を侵害することのないように、また、この法律の運用に当たっては厳正、公平に進めていくものであることが必須の条件であるというふうに思つてございますが、ぜひひとつこの二つの点につきまして、最高責任者である厚生大臣の御答弁をいただきたいというふうに思います。

○下条国務大臣

ただいまの二点は大変重要なと

ころでございます。委員御指摘の御意見のとおり私は考えております。

○網岡委員 それでは最後でございますが、予防啓発の問題についてお尋ねいたします。

薬物の乱用は本人の健康をむしばむだけではなくて、家庭を崩壊させ、社会的問題を引き起こします。

○網岡委員 ごぞいります。日本は外國に比べれば、現段階では比較的薬物の汚染の程度は幸いにして小さい状況にござります。しかし、質問の経過の中でも明らかにしたところでございますが、やはり日本が金持の国、経済的にも強い国、こういうことになっている現状から見まして、麻薬による収益の非常に効率のいい国、こういうふうに日本がねらわれている形跡は非常に顕著でございます。現に国連の報告の中にも指摘されているところでござります。こういうところからいきますと、薬物乱用は一たん広まってしまいますと、その撲滅は非常に困難でございます。ぜひひとつ、薬物の取り締まりも重要でございますけれども、乱用が広がる前に未然に乱用を防止していくことが一番大事な問題だ、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、最後にお尋ねをいたしますけれども、薬物乱用問題に対する取り組みについて、厚生大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○下条国務大臣 麻薬等の乱用は、人の生命、身体への危害にとどまらず、広く社会的害悪をもたらすものであります。麻薬等の乱用防止対策においては、これらの取り締まりとともに、乱用の未然防止を図ることが何よりも必要であります。

厚生省といたしましては、このような観点から、麻薬取締官事務所における麻薬取り締まり体制の強化に努めるとともに、広く国民に対し乱用の危害についての啓発活動を推進し、乱用を許さないという社会環境の確立を図つていただきたいと考えております。

○網岡委員 質問を終わります。

○栗屋委員長代理 伊東秀子君。

○伊東(秀)委員 麻薬等の不正取引などに関連する組織的犯罪が国際的犯罪として社会のあらゆる段階に浸透し、正当な経済活動とか国の安全とか、あるいは子供たちがその生産や分配、取引に利用されているというような実情から見て、何らかのこうした不正取引をなくするための国際協力、これを用うことは国の責務である。そういう立場から、私もこの麻薬新条約の批准を支持し、かつ、その国内法制を整備するということの必要性を痛感いたしているものでございますけれども、この麻薬二法案、特に国際的な協力の下に規定する法律案に関しては、これまでの法律の法体系の枠を大きく超えてしまふ、そういうたた危惧感も非常に持たれる部分がございます。

それは具体的にはどういうことかと申しますと、捜査における適正手続の保障とかあるいは处罚規定における罪刑法定主義の遵守という点から、やはりこれまでの諸原則を大幅に破るおそれがある。その点で私は若干気になる、問題となる点についてお尋ねいたいと思います。

まず一番目には、コントロールドデリバリーに關してでございますが、本法案は、直ちに検挙であります。こうしたことに關する法規は、本法典とか刑事訴訟法上一般的に認できるんだが、故意を誘発して、さらなる犯罪を行う機会を國家がつくるという捜査方法を今回法律上是認することになるわけですから、こうしたことに關する法規は、本法典とか刑事訴訟法上一般的に認できるんだといふ考え方なのかな。学説では有力にそういったお考えなのかな。学説では有力にそういった捜査方法は違法であるということが言われているわけでございますけれども、それに対する政府の見解をお聞かせ願います。

○古田説明員 委員御指摘の件でございますけれども、今回麻薬新条約で各國に採用を求めているコントロールドデリバリーと申しますのは、既にコントロールドデリバリーと申しますのは、既に麻薬などを取引しているあるいはそれを運搬しているその者について、それを監視するということがござります。ですから、ただいま委員からの御

指摘がありましたように、新しく犯罪を起させることでございます。委員御指摘の御意見のとおり

私たちは既に犯を犯す決意をして実行に入っている段階のものについて、結果は供述を得るほかないというものが実態でございますが、この供述を得るということも、余り行き過ぎますとまた一方で問題が起る、そういうふうなこともございまして、こういう組織的に、しかもかなり継続的に行われる疑いが高度な犯罪、常に困難でございます。ぜひひとつ、薬物の取り締まりも重要でございますけれども、乱用が広がる前に未然に乱用を防止していくことが一番大事な問題だ、こういうふうに思うわけでございます。

○伊東(秀)委員 この際、捜査の実情について若干申し上げますと、末端の遊び屋などを逮捕いたしましても、なかなかその背後というのはわからない場合が多いわけでございます。また、これにつきまして、結局は供述を得るほかないというものが実態でございまして、そういう組織的に、しかもかなり継続的に行われる疑いが高度な犯罪、それを明らかにするための措置ということでございます。

○伊東(秀)委員 この際、捜査の実情について若干申し上げますと、末端の遊び屋などを逮捕いたしましても、なかなかその背後というのはわからない場合が多いわけでございます。また、これにつきまして、結

局は供述を得るほかないというものが実態でございまして、そういう組織的に、しかもかなり継続的に行われる疑いが高度な犯罪、それを明らかにするための措置ということでございます。

○伊東(秀)委員 こういった麻薬の組織的犯罪に

限られたに許されるというふうに、厳格に捜査方法としても考るべきではないかと私は思いましたが、その点についていかがでしようか。

○古田説明員 おっしゃるとおり、多数の人間が関与しているという蓋然性が極めて高い犯罪、それがつくという捜査方法を今回法律上是認することになるわけですから、こうしたことに關する法規は、本法典とか刑事訴訟法上一般的に認できるんだといふ考え方なのかな。学説では有力にそう

いふべきではなかろうかと私は思いましたが、その点についてはいかがでしようか。

○古田説明員 おっしゃるとおり、多数の人間が関与しているという蓋然性が極めて高い犯罪、その典型が麻薬犯罪だということになるわけですが、その点についていかがでしようか。

○伊東(秀)委員 次に、三条の一項に関しても、上陸手続の特例でござりますけれども、入管法五条

方法が相当だということになると思います。

○伊東(秀)委員 次に、三条の一項に関しても、上

陸手続の特例でござりますけれども、入管法五条

方法が相当だということになると思います。

○伊東(秀)委員 次に、三条の一項に関しても、上

陸手続の特例でござりますけれども、入管法五条

方法が相当だということになると思います。

○伊東(秀)委員 次に、三条の一項に関しても、上

陸手続の特例でござりますけれども、入管法五条

方法が相当だということになると思います。

○古田説明員　ただいまお尋ねの件につきましては、出入國管理法上、麻薬等を所持している疑いがある外国人は上陸させではなくてはならないという規定がございます。それを受けているものでございますとして、入管の段階では、麻薬を持ちてはいるということがはつきり断定されるということはまず珍しいわけでございます。しかしながら、例えば検査機関からの通報によるとかあるいは税關当局からの方の通報によるとか、そういうふうな情報に基づきまして、入管当局ではこの疑いがあるということを認定しているわけでございます。ですから、認定権者はだれかということになりますと、これは入管当局でございます。

ふうな場合、あるいは単にだれともわからない電話一本だったというふうなお話の違いだろうと思ふのですが、入管はそこから確度の高い情報を得られた場合には本人にいろいろ尋ねる、あるいは確度の低いものについては、ある程度のこととは尋ねても、疑いがあるとまでは言えないといふうな判断をして入管の手続を済ませる、こう

じますけれども、私どもの方で想定しておりますのは、結局その荷物を持つて入ってくる者、これを何人かのチームで尾行して、交代してずっと続けていくことになると考えております。荷物につきましては荷物 자체についての監視をするということになつて、人ということにはならないわけでございます。

薬物が隠匿されていることを知りつつ、薬物犯罪の捜査に関して当該規制薬物が外国に向け送り出され、または本邦に引き取られることの要請に応じるために必要な税関長の措置ということになります。

具体的に申しますと、代表的な例といたしましては、当該規制薬物が隠匿されております貨物の

○伊東秀委員 そうしますと、その判断資料の信憑性ということが問題になるかと思うのですけれども、单に可らかの資物犯罪に関する情報が導きまして、入管当局ではこの疑いがあるということを認定しているわけでござります。ですから、認定権者はだれかということになりますと、これは入管当局でございます。

○伊東(秀委員) それから、同じく三条の一項において、「規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されている」と認められる旨の連絡を受けているときは、「」という条文になつておりますが、この「十分な監視体制」とは具体的にはどういうことを指しているのか。さらには、薬物の散逸が確実に防止できるか。保証はどうやって確保するのか、この辺の点についてお尋ねいたします。

話がございましたけれども、これは盗聴というのではなく別な要素でございまして、監視のためにとされる措置ということのは、今申し上げましたような尾行ということにおのずと限られてくると存じます。

現在どのようにして行つてゐるかということにつきましても、結局これは尾行以外にはございません。

承認、あるいは保税地域からの搬出届の受理、そういうふたような措置が挙げられるかと思います。

○伊東(秀)委員 そのすりかえ、貨物のすりかえ等については含まないということですか。

○角崎説明員 「」に書かれております「必要な措置」の中には、今申しましたようなことを含むことなどがございます。

○古田説明員 入国手続について若干御理解をいただいた方がよろしいかと思いますが、まず外国人から参った者が日本国へ入国する場合には、入国審査を受けます。統いて税關という手続になるわけでござります。そこで入管の段階では、今申し上げましたように、そういうふうな捜査機関あるいは他の税關当局等からの通報によって、疑いがあるかどうかを判断する。それですべてが終わるわけではありませんで、統きまして税關でいわゆる手荷物の検査を行つて、そこで規制禁物を持つてゐるかどうかというふうなことが判明するという手続になるわけでございま

どうかということにつきましては、これはケース・バイ・ケースで判断をすることになることは間違いございません。具体的にはどういう条件が考えられるかと申しますと、例えば日本国へ入回国する者がどの程度日本国に滞在するか期間の長短、それから例えばどこかに泊まるかとか、そういうふうないろいろな状況を勘案して、そのため監視体制として十分な人員が確保されているのかどうか、そういうふうなことを検査機関からの連絡を受けまして判断するということにならうかと存じます。

○横尾説明員 コントロールドデリバリーを今後実施するに当たりましては、規制薬物の運搬形態、運搬ルート、被疑者的人数、組織の性格等につきまして情報を収集した上、十分な数の人員と車両、無線機等の装備を準備いたしまして、所要のポイントに配置するなどして行いたいというふうに思っています。

○伊東(秀)委員 次に、税関手続上の特例について、第四条になりますが、税関長は、当該規制物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときには、次のような措置をとることができる。「その他当該要請に応ずるため必要な措置」ということが書かれておりますが、これは具体的には何を想定しているのか。(つづく)

で、法律上は非常に問題ではなかろうかというふうに考えられます。時間がないので、最後に伺います。

マネーロンダリング罪の件について、不法収益等ということで今回、これは十四条関係ですかねども、対価として得た不法収益または不法収益由来する財産とこれらの財産以外の財産とが混同した財産に係る場合において没収ができるというような、混同財産にも没収ができるということになりますけれども、財産が明確に区別できなくなる場合ならともかく、一体として融合してしまうている、そういう場合にどのような形でその没収ができる部分とできない部分を分けるのか、その辺はいかがでしょうか。

ですから、現在の出入国の審査の手続を、いわば法律にそのままそれに見合うように書いたといふことでございまして、もちろん入管といたしましても確度の信憑性とか情報の信憑性、それがどういうところから来たのか、あるいは先生のお尋ねの件は、確度の高い情報、これは例えば捜査機関から具体的にこういう疑いがあるとかそういう

監視するとか、あるいは盗聴するとか、外部から室内の監視まで行うのか、取引の相手方になるこれまで考えているのかどうか、その辺、現在行わっていることも含めて、具体的な御答弁をお願いいたします。

まり、クリーン・コントロールドデリバリ―、「その他当該要請に応ずるために必要な措置」の内容につきましては、当該検査に係る貨物に規制がか。お願いいたします。

○古田説明員　ただいまのお尋ねは特例法の十五条に関するお尋ねだと考えますが、混和と申しますのは、二つの財産があつて、それが物理的に離り合つて一つの財産みなじり合つて一つの財産になるということです。したがいまして、例えば現金と現金あるいは預金の一部と預金の一部、こういうふうなものがまじり合つたもの

がここで言う混和財産でございまして、不動産でいなければいけないもの、こういうものはございません。したがいまして、そういうふうな割不可能なものにつきましては、その一部について没収するということはございません。

○伊東(秀)委員 最後に、網岡委員も申し上げましたが、この法律は、今申し上げたような形で罪法定主義あるいは適正手続の保障の点から大変問題である。そういう意味では、麻薬の取締まり目的に限つて厳格に適用するべきであると考えるものですが、その点についての厚生大臣の人権侵害にならないための明快な御答弁をお願いいたします。

○下条国務大臣 人権を尊重していくという今お考え、全く同感でございます。

○伊東(秀)委員 終わります。

○栗屋委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

---

午後三時一分開議

○栗屋委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、角崎監視課長から発言を求められておりますので、これを許します。角崎課長。

○角崎説明員 午前中の伊東議員より、特例案第四条第一項第二号にいう「必要な措置」は、クリーン・コントロールドデリバリ―、つまり、当人が知らない間に勝手に物をすりかえるうなことまでを考えているのかという御質問がございましたが、これに関連いたしまして若干補足を答弁いたします。

第四条第一項第二号にいう「必要な措置」は、当人が知らない間に勝手に物をすりかえるうな措置は含まれておりません。

○栗屋委員長代理 質疑を続行いたします。石

○石田(祝)委員 私は、時間もございませんので、よろしくお伺いをしたいと思います。  
まず、コントロールドデリバリーの関係についてお伺いをしたいと思います。このコントロールドデリバリーとおとり捜査の違いについて簡単に御説明をいただきたいと思います。  
○古田説明員 おとり捜査と申しますのは、一般的に、捜査官が自分であるいはほかの人間を使つて犯罪をするように働きかける、そして犯罪に至ったときに捕まえる、こういうのをおとり捜査というふうに呼んでおります。それに対しましてコントロールドデリバリーと申しますのは、既に薬物を運んでいるとかそういう犯罪の実行をしている者について、全く働きかけは行わずに、それをずっと見守ってどこに行くか明らかにすることなく、そして関係人をはつきりさせる、そういうふうとでございます。その点が違うわけでございます。  
○石田(祝)委員 そうすると、何もしないで見守っている、こういうことですね。このコントロールドデリバリーというものを私は今まで余り聞いたこともなかつたのですが、これはどういうものに対しになされるのか。薬物だけというふうに書かれておりますけれども、例えばけん銃の審輪とかそういうものに対しても、これからコントロールドデリバリーといふものをお考えになつておるのかどうか、それについてお伺いしたいと思ひます。  
○古田説明員 コントロールドデリバリーと申しますのは、午前中に伊東議員からも御質問がありましたが、いわば組織的に反復してやつてあるような事件で、末端の者だけ捕まえたのでは全貌がわからないような事件について考えられるものでございます。現時点で例えばけん銃はどうかとか、そういう具体的なことになりますと、そのけん銃の審輪のやり方とか、そういうふうなものが今後どう変わっていくかわからないところもございまして、今の時点で断定的なお答えをするこ

〇石田(祝委員) このコントロールドデリバリー、当面はこの法律の中の薬物だけだ、規制薬物だけ、こういうふうにお答えになつてゐると思ひますが、これで私は五つ心配をすることがござります。

それは、いわゆる犯罪の継続性というものですか、それを断ち切るのが逮捕だと私は思うのですね、逮捕、検挙。それを見て見守つているといふか、それに手を出さない、そしてなすがままといるのですか、時間の経過をそのままにしておいたる時点で捕まえる。これは考え方としてはわかるわけでありますけれども、Aという時系列の中で捕まえておけば薬物が広がることはなかつた、しかしながら時系列の中のAより後のB、Cというところで捕まえようと思って、これが逆に逃げられてしまった、失敗をしてしまつた。そういう場合には、このAというところで、手前の方で捕まえておけば薬物も町の中へ出回ることはなかつた。

また、運び屋と言われる人たちが途中で何らかの形で犯罪を犯すかもしれない、そういうことに對して、ある時点で捕まえておけばよかつた。いわゆる不作為のそういう行為をもとにして何か犠牲者が出たり、極端に言えば薬が町の中へ出れば犠牲者が出すわけですから、そういうものに対しての心配というものがあると私は思うのです。これに対してもう一つにお考えになつておるのを証があるんだろうか、こういう心配をするわけでありますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○川崎政府委員 コントロールドデリバリーの実施に当たりましては、外国の当局等からの連絡を

（衆議院委員長代理退席、野呂委員長代理着席）

ことはちょっと困難ではないかと思います。  
ただ、今回御提案を申し上げております特例法案の中に含まれておりますのは、薬物に関する限りのことです。

受けた場合に、税関当局とか入管当局とか他の取り締まり当局と連絡をとって、このコントロールドリバリーを実施することが適当かどうかということを十分検討した上で、十分な監視体制とされることを判断した場合にこれを実施するという考え方でございます。

今御指摘ございますように、これを実施している途中で薬物が散逸するとか被疑者が逃亡する、こういったようなおそれが生じますときには直ちにこれを中断いたしまして、その時点で被疑者を検挙するとかあるいは薬物を確保して散逸しないようにするとか、こういったような万全の措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員 この点につきましてはもう万全に万全を重ねてやつていただきたい、こういうふうに思います。

それで、これをやるには各省庁間のいろいろな連絡等ももちろんでありますけれども、特に麻薬取締官ですね。その現場に實際携わつておる人たちの人数というものが今までの今までこういうことができるんだろうか、今までの定数と申しますようか、人員のままに新たにこういうことをやっていくといふことが本当に可能なのかどうか、これは一つ疑問であるうと私は思うのです。そういう意味で取締官の定数等についてお伺いをしたいのですが、定数は現在何名になつておりますか。

○川崎政府委員 厚生省の麻薬取締官事務所は全国八地区に設置されておりまして、現在の人数は百七十名でございます。

○石田(祝)委員 百七十名ということですが、この定数はいつから百七十名なんでしょうか。

○川崎政府委員 四十七年の十月から百七十名でございます。

○石田(祝)委員 もうこれは二十年間定数は同じだ。定数上限の問題もあろうかと思ひますけれども、こういう新たな、今までやつたことがないようなことをやろうというわけですから、業務が一

つぶえるわけですね。その意味だとせひとも増強をすべきだ、こういうふうに私は考えますけれども、厚生省として来年度の予算等での増強に対する要求は出しておられるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○川崎政府委員 御指摘のとおり、今回の麻薬一法案によりまして新たな処罰とか捜査手法というものが導入されまして、それに対応した取り締まりの体制が必要になってくるところでござります。私どもも、さらに一層質の向上を図るとともに、定員増につきましては、厳しい状況にはございますけれども、これについても努力をしてまいりたいということで、今後来年度予算の編成におきましても努力をしてまいりたいと考えております。

○石田(祝)委員 これはせひとも応援をしたいと思いますので、頑張っていただきたいと思いまして、大蔵省の方も来ていると思うのですけれども、予算についてもせひとも配慮してもらいたい、こういうふうに思っています。

○横尾説明員 お答えします。

原価ですか、この原価と末端価格の差が非常に大きい、こういうふうに言われております。この差が大きければ大きいほどもうけになるわけですから、具体的に大麻と覚せい剤、これについて、本当に原価というのが適正に計算できるかどうかわかりませんけれども、通常原価と言われていてる値段と末端の取引価格、これが大体どのくらいになつておるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○横尾説明員 お答えします。

覚せい剤の仕入れ価格は、今までの検挙事例にありますれば、一グラム当たり千円程度でござります。末端価格は約五万円から十数万円でござります。

また、大麻の仕入れ価格は一グラム当たり百円程度でございまして、末端価格は約三千円から數万円でございます。

○石田(祝)委員 こんなにぼろい商売というのは

めったにないわけですので、せひとも根本のこと

をしたいと思います。

○横尾説明員 お答えします。

原価ですか、この原価と末端価格の差が非常に大きい、こういうふうに言われております。この差が大きければ大きいほどもうけになるわけですから、具体的に大麻と覚せい剤、これについて、本当に原価というのが適正に計算できるかどうかわかりませんけれども、通常原価と言われていてる値段と末端の取引価格、これが大体どのくらいになつておるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

関に届け出義務が課せられるということをございます。

○石田(祝)委員 疑わしい取引等について金融機関が主務大臣等に報告する義務、これを今回課す

話だろうと思うのですね。

ですから、ある意味で言えば、銀行関係者の方

から見たら、どの客に対しても、いわゆる口座開設者というのはお客様ですから、その人たちを疑わしい目でいつも見ていかなければいけない。銀行はどういうふうな基準に基づいて判断を下すのか。これは単に「疑いがある場合」ということしか書かれておりませんが、こういうことを

あります。これについて銀行が独自で判断を下すのは難しいのではないか、私はこのように考えます。されども、この点についてはいかがでしようか。

○福田説明員 ただいま御指摘のとおり、何が疑わしい取引に該当するかは大変難しい問題でござります。やはりその取引の具体的な事情によるところが大きいということでござりますので、金融機関みずからがその業務経験に基づいて、取引ごとにケース・バイ・ケースで判断することになるのではないかと考えます。

○横尾説明員 お答えします。

私ども大蔵省といたしましては、これは法律を

施行してみまして疑わしい取引の事例が集積され

てくるのではないかと考えておりまして、そういう過程で捜査当局とも協力しつつ、そのような手

口等の情報を金融機関に開示し、指導してまいる

という方針で考えております。

○石田(祝)委員 この疑わしい取引等について、今まで事例がないのでこれから集積をしていく、

こういうお話をございましたけれども、そういう

集積があつたときに、個々の事例というものをお

こざいます、それから疑わしいと判断する理由、

疑わしい取引の概要、その日時とか取引の種類で

ござります、それから疑わしいと判断する理由、

事項と今のところ考えてございます。

それから、事例がないうちにいろいろ難しいで

はないかといふお尋ね、ごもつともございま

す。この点につきまして、一つは、諸外国にいろ

いろ前例があるわけございまして、例えばアメリ

リカなど、アメリカの銀行協会の研修資料とい

うようなものから引つ張つてまいりますと、例え

ば麻薬地域への頻繁な送金とか、あとイギリスな

どですと、取引が現金の形で専ら処理されている

企業口座とか、あとは現金を外貨に頻繁に両替す

る取引とか、そういう幾つかの外国における前例

はあるようございます。

○石田(祝)委員 これは私は、銀行の側から見て

ござります。

○横尾説明員 お答えします。

今は疑わしい取引の届け出義務が課せられるこ

とにあります。まず、金融機関がその業務を遂行するに当たりまして、收受した財産が不法収益等である疑いがある場合、または取引の相手方が不法収益等を隠匿している疑いがあると認められる場合に、政令で定める事項を文書で主務大臣、銀行であれば大蔵大臣に届け出るということになつております。そういうふうに法律上金融機

覚せい剤の密売を中心とする薬物不正取引による収益は、暴力団にとりまして最大の資金源になつております。警察庁が平成元年に行った調査では、暴力団の年間収入は約一兆三千億円と推定されます。そのうち約三五%に当たる約四千五百億円が覚せい剤の密売によるものでござります。

○石田(祝)委員 特に日本においては、いわゆる

も非常に難しいことだし、また一步間違えば、変な言葉ですけれども、お客様を売る、こういうことにもなりかねないわけなんです。ですから、これはずひともよく注意をしてやっていただきたいと思います。

○福田説明員　ただいま御指摘のとおりでございまして、この制度では麻薬捜査当局の閲覧や暗写が認められておりますので、顧客のプライバシーの保護には十分配慮する必要があると考えております。

それから今度は、銀行の立場ではなく口座開設者の立場から申しますと、今まででしたら、ある一定の不法行為とみなされる構成要件がある程度はつきりしておる場合に、司法当局は銀行なりそういう金融機関に協力を仰いでいく、そして、その取引の過程とかそういうものを見せていただだく、閲覧をする、そういうことであつたろうと私は思うのです。今度の場合はいわゆる一民間人、銀行員の人たちが自分の判断によつて、どういう権能も責任もない立場で怪しいと思った人を届けます。そして、その届けることによって検察官とか司法関係者がそういう資料を閲覧、また謄写をで

これは捜査御当局の方の問題でございますが、大蔵省といいたしましてもこの点に十分配慮しまして、例えば届け出事項につきましては、先ほど申し上げたような最小限にとどめる等、法律を運用するに当たつてその辺を十分配慮するとともに、金融機関に対しましてもそのようなプライバシーの保護についての十分な指導を行つてしまりたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員　この点はぜひとも厳格に運用をお願いしたいと思います。

統きまして、薬物の乱用とか、結局これは乱用する人がいるわけですから仕事になるわけですが

御指摘のよう、中、高等学校の新しい学習指導要領で、この問題の重要性にかんがみまして、このたび教科の保健体育で、薬物乱用が心身の健康とかあるいは社会に対します影響ということにつきまして特に取り上げるように、項目として立

○石田(祝)委員 ちょっとと説明に来ていただきましてたところでござりますので、教科書の作成作業はまだこれからでございますけれども、今後指導の充実を一層図つてまいれる、そういう理解をしているところでございます。

であります。この薬物乱用の被害がだんだんと広がっておりますので、その意味で、今回の法律改正によりまして水際のところから意を払い、そして、国内におけるそのような薬物乱用の弊害が少しでも少なくなるようということです。この改

それから今度は、銀行の立場ではなく口座開設者の立場から申しますと、今まででしたら、ある一定の不法行為とみなされる構成要件がある程度はつきりしておる場合に、司法当局は銀行なりそういう金融機関に協力を仰いでいく、そして、その取引の過程とかそういうものを見せていただく、閲覧をする、そういうことであつたろうと私は思うのです。今度の場合はいわゆる一民間人、銀行員の人たちが自分の判断によつて、どういう権能も責任もない立場で怪しいと思つた人を届ける。そして、その届けることによつて検察官とか司法関係者がそういう資料を閲覧、また贋写をできる。私は非常に個人の立場からすれば危険なことではないかと思うのです。

また、それを調べていること自体も人に漏らしてはいけないということになつておりますから、銀行の口座開設者の立場、客の立場からいようと、自分が知らないところで、水面下で自分の口座が法的に完全権能のない、ある人の疑わしいといふ申し出によつて調べられる。これはこういうことなんですね。今までだつたらできなかつたことが、一個人の届け出によつて自分も調べられていいわけですから、結局何もなかつた。それは当然知らされませんから、最終的には自分のあずかり知らないところで自分のプライバシーに関することが調べられている。私はこれは一步間違えば人権の侵害、またプライバシーの侵害につながりかねない、こういうおそれを非常に抱いております。

この点に関しまして、特にプライバシーの侵害、人権侵害についてどういうふうにお考えになつておるのか、お聞きをしたいと思います。

これは捜査御当局の方の問題であります。が、大蔵省といたしましてもこの点に十分配慮して申上げたような最小限にとどめる等、法律を運用するに当たってその辺を十分配慮するとともに、金融機関に対しましてもそのようなプライバシーの保護についての十分な指導を行つてまいりたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員 この点はぜひとも厳格に運用をお願いしたいと思います。

続きまして、薬物の乱用とか、結局これは乱用する人がいるわけですから仕事になるわけです。その意味では教育、啓発活動が非常に重要ですね。その意味では教育、啓発活動が非常に重要な、ちょっととした好奇心からやつてみるとか、いわゆる現状逃避をしたいからそういうものをちょっととやってみるとか、そういうことが一つのきっかけとなつて薬物乱用にのめり込んでいく、こういうふうにも聞いております。その中で、私は特に中学生、高校生の教科書の中でこれをどういうふうに取り扱うべきであろうか、また、十二分に取り扱つてもらいたいといふ気持ちなんです。指導要領では再来年の教科書に載るようになつていると聞いておりますけれども、そういう理解でよろしいのでしようか。

○富岡説明員 御指摘のとおり、薬物乱用の防止という観点からいたしますと、教育の問題は大変大事な問題だという認識を私どもも持つておるわけございます。御案内のように、この薬物乱用の問題につきましては、従来から中学校と高等学校の教科の保健体育等で指導することになつておりますが、かねてから教師用の指導資料等を作成して、その指導をやるようにしておるわけでございます。

正をお願いしておるわけでございます。

なかなか、今御指摘の一般国民の認識を高めることはもちろんでありますけれども、中学生ぐらいからシンナーを利用するとかいろいろな弊害があらわれ始めておりますので、その段階から教育の面においてあるいは一般的のPRの面においてその問題を十分に取り上げて、啓蒙していくよう努めをしていきたいと思つております。

○石田(祝)委員 終わります。

○野田委員長代理 児玉健次君。

○児玉委員 麻薬犯罪の国際化が進む、そういう状況で、これに対する取り締まりの体制は総合的であり広域的であり、かつ機動的でなければならない、こういうふうに考えます。麻薬等の犯罪を取り締まる機関として、麻薬取締官事務所、警察、海上保安庁、税關、入管等があると思いますが、これらの諸機関の連携と任務の分担はどのようになつておられますか。

○川崎政府委員 御指摘のように、麻薬等の密輸、密売等の取り締まりに当たりましては、常時取り締まり機関同士の情報の交換を行うといった協力体制をとつておるところでございます。

さらに厚生省では、毎年八プロックにおきまして、法務省 警察庁、海上保安庁、検察庁、税關、入国管理局、県警本部、都道府県のそれぞれの担当者を一堂に集めまして、麻薬取締協議会というものを開催いたしまして情報の交換を行つて、関係機関相互間の連携を強化しているところでござりますが、今後ともこういった関係機関の連絡は一層密にして進めてまいりたいというふうに考えております。

○児玉委員 外国の取り締まり機関が日本に対しである情報を提供したい、そして日本に対して取締まりを依頼してくる、そういうった際の窓口は



できるようになるのか。そしてまたもう一つは、  
外国で処罰をされた。それが終わつた後日本に  
帰つてきた。また日本でも処罰されるのか、お尋  
ねをしたいと思います。

ねをしたいと思ひます

○古田説明員 この法案が施行されました以降は、外国で行われた行為についても日本国で処罰されることになるわけでござります。

○野呂委員長代理　以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

1

◎野呂委員長代理

附帶決議(案)

〔報告書は附録に掲載〕

○野田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

卷之三

○野呂委員長代理 次回は、来る十月二日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会す

ることとし、本日は、これにて散会に  
午後三時五十一分散会

午後三時五十一分散会

午後三時五十一分

散會

A decorative vertical line with a small, dark, floral or heart-shaped ornament at the top.

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する

## 法規案に対する修正案

处理方語彙併用緊急措置法の一語を改正する注解案の一部を次のように修正する。

第一項の、廢棄物の処理及び清掃に関する法律第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に一

「第二項」を「第二条第三項中「廃プラスチック資源回収」

第一項の「同條第一項」に改める。

律第二条の次に一条を加える改正規定のうち第一  
条の二二「國器は、つて、「使」者、「製品」等器

等の使用を控えること等により」を加える。

律第二条に一項を加える改正規定を次のように改  
める。

第三条に次の三項を加える。

製品、容器等で廃棄物となつた場合において  
その適正な処理が困難となるものが廃棄物と

なつたときは、当該廃棄物を自ら引き取るためには必要な措置を講ずるようしなければなりません。

おに必要な措置を講じる上にしないければならない。

第一類第七号 厚生委員会議録第九号 平成三年九月二十日

4 事業者は、使い捨ての製品、容器等及び適正な処理が困難となっていると認められる廃棄物になる前の製品、容器等の代替品の研究及び開発並びにこれらの製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理技術の研究及び開発に努めなければならない。

5 事業者は、第一項から前項までに定めるもののはか、使い捨ての製品、容器等の製造、加工、販売等を控えること等による廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の次に二条を加える改正規定のうち「二条を「五条」に改め、第六条の二第五項中「作成」の下に「及び実施」を加え、第六条の三第四項中「当たつては」の下に「政令で定める審議会及び」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第六条の四市町村長は、特別管理一般廃棄物

による前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、厚生省令で定めるところにより、当該特別管理一般廃棄物を自ら引き取るために必要な措置を講ずること等当該市町村において特別管理一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

2 厚生大臣は、特別管理一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該特別管理一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることを要請することができる。(適正な処理の困難性についての事前評価)

第六条の五 製品、容器等(通常他の製品、容器等の一部を構成し、単独では使用されることがないものを除く。以下この条において同じ)の製造及び輸入を業として行う者(以下次条までにおいて「製造業者等」という。)は、

厚生省令で定めるところにより、当該製品、容器等が一般廃棄物となつた場合におけるその適正な処理の困難性について事前に評価しなければならない。ただし、少量かつ試験的に製造され又は輸入される製品、容器等については、この限りでない。

2 製造業者等は、市町村等に対し、前項の規定による評価を円滑かつ効果的に行うため、必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。(特定製品等の指定等)

第六条の六 厚生大臣は、製品、容器等が廃棄物となつた場合には当該製品、容器等の性状から通常特別管理一般廃棄物となる製品、容器等(次項において「特定製品等」という。)を指定することができます。

2 製造業者等は、厚生省令で定めるところにより、前項の規定による指定に係る特定製品等に、当該特定製品等が廃棄物となつた場合には爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する旨を表示しなければならない。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の次に三条を加える改正規定のうち第十二条の二(見出しを含む)及び第十二条の四中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改める。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三章の次に一章を加える改正規定のうち第十五条の六第三号中「特別管理産業廃棄物の処理」の下に「(第十六条の規定に違反して捨てられた特別管理産業廃棄物の処理を含む。)」を加え、同条第十四条中「産業廃棄物の処理」の下に「(第十六条の規定に違反して捨てられた産業廃棄物の処理を含む。)」を加える。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の規定による改正規定のうち第十四条中「産業廃棄物の処理」の下に「(第十六条の規定に違反して捨てられた産業廃棄物の処理を含む。)」を加える。

(大規模開発事業に係る事前評価)

第十六条の二 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第一条第一項に規定する新住宅市街地開発事業、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第六項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業その他の政令で定める事業であつて政令で定める規模以上のもの(以下この条において「大規模開発事業」という。)を実施しようとする者は、当該大規模開発事業に係る工事の着手前に、当該大規模開発事業に係る施設を利用に供することにより排出が見込まれる廃棄物の発生量、当該施設内における廃棄物の処理能力その他厚生省令で定める事項(以下この項において「事前評価事項」という。)について、事前に予測及び評価を行い、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事前評価書を作成し、これを当該大規模開発事業に係る地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に提出しなければならない。ただし、大規模開発事業を実施しようとする者が国又は地方公共団体である場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により事前評価書を提出した者は、当該事前評価書の提出後当該事前評価書に係る大規模開発事業に係る工事の完了までの間ににおいて、大規模開発事業の全部又は一部を実施しないこととした場合、大規模開発事業を大規模開発事業以外の事業に変更した場合若しくは大規模開発事業を他の者に引き継いだ場合又は同項第一号に掲げる事項に変更があつた場合には、厚生省令で定めるところにより、当該事前評価書を提出した都道府県知事及び市町村長にその旨を通知しなければならない。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十八条の改正規定の次に次のよう加える。第一項「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村長は、その管轄する区域内の産業廃棄物処理施設につき生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、当該産業廃棄物処理施設に対する前項の規定による立入検査を要請することができる。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十八条第一号の改正規定中「同条第一号中「同条第二号を削り、同条第一号中」に改め、「改め」を改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。」に改め、同条第二号の改

2 前項の規定により事前評価書を提出した者は、当該事前評価書の提出後当該事前評価書に係る大規模開発事業に係る工事の完了までの間ににおいて、当該事前評価書についてその内容を変更する必要があると認めるときは、同項の規定の例により、その変更する部分に係る事前評価書を作成し、これを提出し

が軽微な場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により事前評価書を提出した者は、当該事前評価書の提出後当該事前評価書に係る大規模開発事業に係る工事の完了までの間ににおいて、大規模開発事業の全部又は一部を実施しないこととした場合、大規模開発事業を大規模開発事業以外の事業に変更した場合若しくは大規模開発事業を他の者に引き継いだ場合又は同項第一号に掲げる事項に変更があつた場合には、厚生省令で定めるところにより、当該事前評価書を提出した都道府県知事及び市町村長にその旨を通知しなければならない。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十八条第四号を同条第五号とする改正規定中「同条第五号」を「同条第六号」に改め、同条第三号を同条第四号とする改正規定中「同条第四号」を



一項」の下に「又は第一項」を加え、同項を同条  
第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に  
改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次  
に次の二項を加える。

厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け、譲渡又は譲受けの実態を調査するため必要な限度において、麻薬等原料営業者その他の関係者に対しても必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬等原料営業所その他麻薬向精神薬原料に關係ある場所において實地に帳簿その他の物件を検査させることができる。

第五十条の二十七を第五十条の三十八とする。

届出等

又は特定麻薬等原料輸入業者、麻薬製造業者又は特定麻薬等原料業者とならうとする小売業者等の業者に於ける販賣業所に限る。次条第一項において同

(業務廃止の届出)

等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者は、特定麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料輸出業者による届出に係る麻薬等原料営業所における麻薬向精神薬原料(特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者にあつては、前条の規定十四第一項において同じ。)に関する業務を廃止したときは、三十日以内に、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

2 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料卸小売業者が死亡し、又は法人たる人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、三十日以内に、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者の死亡又は解散の場合にあっては厚生大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者の死亡又は解散の場合にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

(麻薬等原料輸入業者の輸入の届出)

第五十条の二十九 麻薬等原料輸入業者は、政令で定める麻薬向精神薬原料を輸入しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 輸入しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量

二 輸出者の氏名又は名称及び住所

三 輸入の期間

るときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 輸出しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量

二 輸入者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

四 仕向地

一 輸出しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量

二 輸入者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

四 仕向地

(麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出)

第五十条の三十一 麻薬等原料輸入業者以外の者は、麻薬向精神薬原料を輸入しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。ただし、当該麻薬向精神薬原料が厚生省令で定める量以下である場合は、この限りでない。

一 輸入しようとする麻薬向精神薬原料の品名及び数量

二 輸出者の氏名又は名称及び住所

三 輸入の期間

(麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出)

第五十条の三十二 麻薬等原料輸出業者以外の者は、麻薬向精神薬原料を輸出しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。ただし、当該麻薬向精神薬原料が厚生省令で定める量以下である場合は、この限りでない。

一 輸出しようとする麻薬向精神薬原料の品名及び数量

二 輸入者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

（事故等の届出）

第五十条の三十三 麻薬等原料営業者は、その所有する麻薬向精神薬原料につき、盜取、所 在不明その他の事故が生じたときは、厚生省令で定めるところにより、速やかにその麻薬向精神薬原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

2 麻薬等原料営業者は、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連する疑いがある場合として厚生省令で定める場合に該当すると認められるときは、速やかにその旨及び厚生省令で定める事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第二項の届出を受けたときは、速やかに厚生大臣に報告しなければならない。

（記録）

第五十条の三十四 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 輸入し、輸出し、製造し、小分けし、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬向精神薬原料の品名及び数量並びにその年月日

二 麻薬向精神薬原料の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所











ることができる。

### 第三章・罰則

第八条 次に掲げる行為を業とした者(これらの行為と第十一条の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む)は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

一 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二(所持に係る部分を除く)、第六十五条、第六十六条(所持に係る部分を除く)、第六六六条の二又は第六十六条の四(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする。

二 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする。

三 あへん法第五十一条又は第五十二条(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする。

四 覚せい剤取締法第四十一条又は第四十一条の二(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする。

五 第九条第一項若しくは第二項又は第十条の二(所持に係る部分を除く)の罪に当たる行為をする。

六 不法収益等(隠匿)

第九条 不法収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は不法収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。不法収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

七 不法収益等(収受)

第十条 情を知つて、不法収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者は、契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る)の時に当該契約に

係る債務の履行が不法収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(規制薬物としての物品の輸入等)

第十一條 薬物犯罪(規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る)を犯す意思をもつて、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 薬物犯罪規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る)を犯す意思をもつて、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(あおり又は唆し)

第十二条 薬物犯罪(前条及びこの条の罪を除く)、第九条の罪若しくは第十条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第十三条 第八条から第十条まで及び前条の罪は、刑法第一条の例に従う。

(不法収益等の没収)

第十四条 次に掲げる財産は、これを没収する。

一 不法収益(第二条第一項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

二 不法収益に由来する財産(第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る不法収益の保有又は処分に基づき得たものに限る)。

三 第九条第三項の罪に係る不法収益等。

四 第九条第三項の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産

六 不法収益(第二条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

七 不法収益等(混和した財産の没収)

第八条 第九条第一項若しくは第二項又は第十条の罪が不法収益又は不法収益に由来する財産とこれらの財産以外の財産との混和した財産に係る場合において、これらの罪につき第三号から第五号までに掲げる財産の全部を没収することが相当ないと認められるときは、その一部を没収することができる。

九 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

一 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

保有又は処分に基づき得たものを除く)。

三 第九条第一項若しくは第二項又は第十条の罪に係る不法収益等

四 第九条第一項若しくは第二項又は第十条の罪に係る不法収益等として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他の前二号の財産の対価として得た財産又は混和財産又は混和財産の取得が第十二条ただし書に規定する不法収益等の收受に該

五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他の前二号の財産の対価として得た財産又は混和財産又は混和財産の取得が第十二条ただし書に規定する不法収益等の收受に該

六 不法収益(第二条第一項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

七 不法収益(第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

八 不法収益(第二条第三項の罪に係る不法収益等)

九 不法収益(第二条第三項の罪に係る不法収益等)

十 不法収益(第二条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十一 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十二 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十三 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十四 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十五 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十六 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十七 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十八 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

十九 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

二十 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

二十一 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

二十二 不法収益(第一条第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る)。

数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十六条 第十四条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合(当該不法財産又は混和財産の取得が第十二条ただし書に規定する不法収益等の收受に該

第十七条 第十四条第一項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第二項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

第十八条 第八条の罪に係る不法収益については、同条各号に掲げる行為を業とした期間内に犯人が取得した財産であつて、その価額が当該

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関して第八条から第十二条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科す。

#### 第四章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第二十条 不法財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二十三条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていなければ、没収の裁判をすることができない。

2 薬物犯罪又は第九条若しくは第十条の罪(以下「薬物犯罪等」という。)に関し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十六条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十六条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行ふ。6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めが

あるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

#### (没収された債権等の処分等)

第二十一条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

#### (没収の裁判に基づく登記等)

第二十二条 権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

#### (刑事補償の特例)

第二十三条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

#### 第五章 保全手続

##### (没収保全命令)

第二十四条 裁判所は、薬物犯罪等に係る被告事件に關し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により没収することができない「没収対象財産」という。に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を發して、当該財産につき、この節の規定によつて、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がそ

の上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該

権利が仮装のものであると思料するに足りる相の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に發して、当該権利の処分を禁止することができると認めること。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全(没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により押収することを妨げない。

7 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。

8 裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

9 第一項又は第四項の規定による請求を受けた者の所属する官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

10 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

11 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことが分からぬいたため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察庁の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。

12 没収保全に關する裁判の執行

13 第二十五条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、司公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察官(麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察官については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。)の請求により、同条第一項

る。

2 司法警察官は、その請求により没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全が又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検察官に送付しなければならぬ。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないとときは、その効力を失う。ただし、共犯に對して公訴が提起された場合において、その共犯に對して公訴が提起されたときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知されたときは、この限りでない。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

7 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在

が分からぬいたため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察庁の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。

8 没収保全の執行は、當該命令により处分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であつても、することができる。

9 没収保全命令の執行は、當該命令により处分



なったときは、又は没収保全の期間が不当に長くなつたときは、裁判所は、検察官又は没収保全財産を有する者(その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。)の請求により、又は職權で、決定をもつて、没収保全命令を取り消さなければならぬ。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聽かなければならぬ。  
(没収保全命令の失効)

第三十五条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十五条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。  
(失効等の場合の措置)

第三十六条 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。  
(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

第三十七条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶(民事執行法第一百十二条に規定する船舶をいふ)、航空機、自動車若しくは建設機械に対し強制競売の開始決定がされた場合又は当該保全に係る動産(同法第二百二十二条に規定する。)

第一項に規定する動産をいう。第四十四条第一項において同じ。)に對し強制執行による差押さえがされた場合には、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失つた後、又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権(民事執行法第一百四十三条に規定する債権をいふ。以下同じ。)に對し強制執行による差押さえがされた後でなければ、取立て又は同法第一百六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押さえがされた債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第一百六十五条の規定の適用については、同条第一項中「第一百五十六条第二項」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第三十一条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第一百六十五条の規定の適用については、同条第一項中「第一百五十六条第二項」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第三十一条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

4 没収保全がされている他の財産権(民事執行法第一百六十七条第一項に規定するその他の財産権をいふ。)に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

(第三債務者の供託)

第三十八条 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいふ。以下同じ。)の債務者(以下この条及び第四十二条において「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押さえがされている債務者との間において、強制執行による差押さえがされていいる財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押さえがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら

没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失つたとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

2 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押さえがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする。

3 第二十一条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の規定で、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

4 第二十二条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の規定で、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第一百六十五条の規定の適用については、同条第一項中「第一百五十六条第二項」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第三十一条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十九条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押さえがされている債務者との間において、強制執行による差押さえがされていいる財産については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

(強制執行の停止)

第四十条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押さえがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもつて、強制執行の停止を命ずることができる。

2 檢察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第

39条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失つたとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなく

強制執行の申立てをしたものであるときは、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 強制競売の開始決定又は強制執行による差押さえがされている財産について没収保全命令が発せられた場合には、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失つた後、又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押さえがされている財産について没収保全命令が発せられたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

2 第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、

第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、

(担保権の実行としての競売の手続との調整)

で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行（差押えを除く）は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失った後、又は代替金が納付された後でなければ、すること

2. ができない。  
担保権の実行としての競売の手続が開始され  
た後に当該担保権について附帯保全命令が発せ

られた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第百八十三条第一項第七号（同法第百八十九条、第百九十二条又は第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の文書の提出があつたものとみなす。

**第四十二条 第三十七条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徵収法(昭和三十四年法律第百四十七号))による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。(以下同じ。)による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産宣告若しくは和議の開始決定(以下この条において「破産宣告等」という。)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社について更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令(以下この条において「更生手続開始決定等」という。)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。**

2 第三十八条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮

差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託

3 第三十九条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされていなかった場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令によるについて準用する。

処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について

て、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し譲納処分による差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在

する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する会社について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

4 第四十条の規定は、仮差押えの執行がされてゐる財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について適用する。

(附帯保全命令の効力等)

第四十三条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。

第二節 追徵保全

**第四十四条** 裁判所は、薬物犯罪等に係る被告事実に関する規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができるくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、そ

の財産の処分を禁止することができる。  
2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため但  
全することを相当と認める金額(以下「追徴保全  
額」という。)を定め、特定の財産について発し

3. なければならぬ。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。  
追徴保全命令においては、处分を禁止すべき

財産について、追徴保全命令の執行の停止を係るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき

4 金銭(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

訴事実の要旨　追徴の根拠となるべき法令の各項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他の成り立つべき事項を記載し、成り立つべき事項

最高裁判所規則で定めた事項を記載し、又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

保全(追徴保全命令)による処分の禁止をいう。  
以下同じ。)について準用する。

由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同

される前であつても、検察官の請求により、同

2 球に規定する処分をすることができる。  
第二十五条第三項本文及び第四項から第六項  
までの規定は、前項の規定による追徴保全につ  
いて準用する。

(追徴保全命令の執行)  
第四十六条规定、追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押

**押命令と同一の効力を有する。**

も、これをることができる。  
3 退職保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他差押

えの執行の手続に関する法令の規定に従つてする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁

判所として管轄することとされる係差扱えの実行については、第一項の規定による命令を発し、た検察官の所属する検察庁の対応する裁判所が審議する。

(金銭債権の債務者の供託)  
第四百七十三条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者が、当該債権の額

に相当する額の金銭を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。

(追徴保全解放金の納付と追徴等の差半の執行)  
第四十八条　追徴保全解放金が納付された後に、  
追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判  
の言渡しがあつたときは、納付された金額の四  
度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつ  
たものとみなす。

れた追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。

**第四十九条** 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、検察官又は被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならぬ。第三十四条第二項の規定は、この場合に準用する。

#### (追徴保全命令の失効)

**第五十条** 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつたとき、又は有渡しがなかつたときは、その効力を失う。

**二 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。**

**三 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十五条第二項の規定を準用する。**

#### (追徴保全命令が失効した場合の措置)

**第五十一条** 追徴保全命令が効力を失つたときは、検察官は、速やかに、第四十六条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならぬ。

#### (送達)

**第五十二条** 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。この場合において、民事訴訟法(明治二十

三年法律第二十九号(第百七十八条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第一百八条第一項本文及び第二項の規定にかかる

上訴提起期間中の処分等)の提起がないもの又は上訴中の事件でまだ上訴が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならない。

#### (不服申立て)

**第五十四条** 没収保全又は追徴保全に関する事件でまだ上訴が上訴裁判所のした決定に対しても抗告をすることはできない。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこととする。

(第二十四条第二項の規定による決定に関しては同項に規定する理由がないことを、第四十条

第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による決定に関しては第四十条第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による決定に関しては第四十条第一項に規定する理由がないことを含む。)を

第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による決定に関しては第四十条第一項に規定する理由がないことを含む。)を

第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による決定に関しては第四十条第一項に規定する理由がないことを含む。)を

第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による決定に関しては第四十条第一項に規定する理由がないことを含む。)を

第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による決定に関しては第四十条第一項に規定する理由がないことを含む。)を

第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による決定に関しては第四十条第一項に規定する理由がないことを含む。)を

第五十六条 薬物犯罪等に当たる行為に係る外国の刑事案件に関して、当該外国から、条約に基づき、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は

没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をするものとする。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされるている犯罪をいう。以下同じ)について日本国によれば刑罰を科すことができないと認められるとき。

二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国において確定判決を経たとき。

三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき。

四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、日本国との法令によれば共助犯罪について要請に係る追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができる場合に当たるものでないとき。

五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

#### (裁判所の審査)

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全について、民事訴訟法(明治二十一年についての国際共助手続全についての国際共助手続

由がないと認められるとき。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国との法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

3 (追徴とみなす没収)

第五十七条 不法財産に代えて、その価額が不法財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判と

行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、不法財産に代えて、その価額が不法財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

3 (要請の受理)

第五十八条 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

#### (裁判所の審査)

第五十九条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができる場合に該当するとき、又はその全部について共助をすることができない場合に該当するときは、それぞれその旨の決定をしなければならない。

3 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をできる場合に該当する旨の決定をする場合において、第五十六条第



第八条第二項及び第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

#### 第七章 雜則

##### (政令等への委任)

第七十一条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第二十条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第五章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (経過措置)

2 第九条及び第十条の規定は、この法律の施行前にした麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律(平成三年法律第一号。以下この項において「法律第一号」という。)による改正前の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法又は覚せい剤取締法の罪に当たる行為(日本国外でした行為であって日本国内でしたとしたならばこれらの罪に当たるもの)を含む。)であって、この法律の施行後にしたとしたならば薬物犯罪に当たるもの(以下この項において「薬物犯罪行為」という。)により得た財産若しくは薬物犯罪行為の報酬として得た財産並び

にこの法律の施行前にした法律第一号による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第六十八条の五、あへん法第五十四条の二又は覚せい剤取締法第四十一条の七(同法第四十一条の二第二項第五号及び第六号に係る部分を除く。)の罪に当たる行為(日本国外でした行為であって日本国内でしたとしたならばこれらの罪に当たるもの)により提供された資金に関するもの(以下この場合においては、これらの財産及び資金は、不法収益とみなす。)

3 第五章の規定は、前項に規定する財産又は資金で、刑法その他の法令の規定により没収することができる物の没収のための保全及びこれらの法令の規定によりその価額を追徴することができる場合における追徴のための保全についても、適用する。この場合において、第二十四条第一項中「この法律」とあるのは「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律による改正前の麻薬及び向精神薬取締法」と、第四十四条第一項中「第十七条」とあるのは「刑法第十九条ノ二」とする。

4 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪でこの法律の施行後に犯されたとしたならば薬物犯罪に当たるものに係る外国からの共助の要請についても、適用する。

5 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

(入管法の一部改正)

6 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「(民事執行等)」に改め、同条中「並びに競売」を「競売並びに没収保全」に改める。

#### 理由

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届出等の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法等の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三年十月三日印刷

平成三年十月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局